証券コード6721
平成28年７月８日

株　主　各　位

神奈川県横浜市西区平沼一丁目２番24号
ウ　イ　ン　テ　ス　ト　株　式　会　社
代表取締役社長　奈　良　彰　治

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社は臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年7月22日（金曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年７月25日（月曜日）午前10時

２．場　　所　神奈川県横浜市西区平沼一丁目２番24号
横浜NTビル１階
ウインテスト株式会社　本店大会議室
（会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

３．会議の目的事項

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　特定引受人との間の総数引受契約の承認の件

以　上

「議決権の行使等についてのご案内」

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
・株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.wintest.co.jp/）に掲載いたします。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の事業拡大に備えた機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、現存する新株予約権が今後行使及び転換された場合の新株式発行に備えるため、現行定款第５条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を、10,000,000株から24,000,000株に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　　更　　案
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第５条	第５条
当会社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。	当会社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

第２号議案　特定引受人との間の総数引受契約の承認の件

１．成長戦略実現のための資金調達と割当予定先の選定理由

当社は、半導体並びにフラットパネル・ディスプレイの自動検査装置のファブレスメーカーとして、主にデジタル家電向け半導体並びにフラットパネル・ディスプレイの自動検査装置を国内外の大手メーカーや研究開発機関へ提供しており、近年はスマートフォン向け半導体分野に精力的な設備投資が続く台湾及び中国に新たな商機を求め、現地の顧客ニーズに適合したLCDドライバIC検査装置を開発し、現地において新たな顧客を獲得するとともに拡販に注力してまいりました。

しかしながら、現地の顧客対応に時間を要し拡販が進まぬ間に、中国経済成長が急激に減速に転じたことなどから、当社が注力するLCDドライバICが使用されるスマートフォンやタブレット端末等の需要の伸びが緩やかになるとともに、デジタル家電関連デバイス市場の停滞感が強まっております。この影響から、現地では、LCDドライバIC向け設備投資計画の順延や見直しが相次ぎ起こり、新規受注獲得の見通しが立てづらい状況が続いております。

当社は、こうした市場状況を踏まえ、抜本的な事業構造の改革と収益基盤の確立及び事業拡大に向けた新たな成長戦略として、これまで半導体検査事業で培った当社の高度な検査技術や画像処理技術、高精度センサー技術、データ解析技術を応用し、今後の市場拡大が見込まれるロボット分野、電気自動車分野、IoT事業などの成長分野へ新規参入し、新たな事業領域に取組むことといたしました。

当社はこの計画の実現のために、当該事業領域で複数の企業への資本参加及び買収を検討しており、この推進にあたり必要となる投資資金及び運転資金を調達する必要があります。

そこで、当社は、この資金調達先を検討したところ、当社が平成25年12月24日付で発行した第１回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第５回新株予約権の割当先であり、かつ全額を確実に払い込んだ実績に加え、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の現状を深く理解するＯａｋキャピタル株式会社から、第三者割当による新株予約権の発行を通じた事業資金投資の提案があり、その提案内容について十分検討を進めた結果、既存株主の利益へ充分に配慮しつつ資金を調達し、当社の事業モデルの充実・拡大を進め、企業価値を最大限に高めるためには第三者割当による新株予約権の発行を行うことが最良の選択肢であると判断いたしました。

２．特定引受人との総数引受契約の締結

第三者割当による第７回新株予約権の発行に関し、その引受人であるＯａｋキャピタル株式会社は、会社法第244条の２第１項に規定する特定引受人に該当するところ、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を有する株主が、同項の事項について記載した有価証券届出書の提出日である平成28年６月17日から２週間以内に、当該特定引受人による第７回新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知したことを条件として、同条第５項の規定に基づき、当該特定引受人との間の総数引受契約の締結につき、ご承認をお願いするものであります。

Ⅰ　第７回新株予約権（以下「本新株予約権」）の発行概要

(1) 本新株予約権の払込金額の総額	金5,260,442円
(2) 申込期日	平成28年７月26日（火曜日）
(3) 割当日及び払込期日	平成28年７月26日（火曜日）
(4) 募集の方法及び割当先	第三者割当の方法により、本新株予約権の全てをＯａｋキャピタル株式会社に割り当てる。
(5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式3,350,600株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」）は100株とする。）。なお、一般的な行使価額の調整条項により行使価額が調整される場合には、割当株式数は調整される。生じる端数は切り捨てる。

(6) 本新株予約権の総数　33,506個

(7) 各本新株予約権の払込金額　本新株予約権1個につき金157円（新株予約権の目的である株式1株当たり1.57円）

(8) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及び算定方法
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額に割当株式数を乗じた額とする。当初行使価額は121円とし、一般的な行使価額の調整条項により調整される。

(9) 本新株予約権の行使期間　平成28年７月26日から平成30年7月25日までとする。

(10) 本新株予約権の行使条件　一部行使はできない。

(11) 本新株予約権の譲渡制限　本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(12) 新株予約権証券　発行しない。

(13) 本新株予約権の行使により増加する資本金等
行使により増加する資本金は資本金等増加限度額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、残額を資本準備金とする。

(14) 合併等における新株予約権の取扱
本新株予約権に準じて交付する。

Ⅱ　特定引受人に該当する割当予定先の概要

(1) 商号　Ｏａｋキャピタル株式会社

(2) 所在地　東京都港区赤坂八丁目10番24号

(3) 代表者の役職・氏名　代表取締役 竹井 博康

(4) 事業内容　投資銀行業

(5) 資本関係　Ｏａｋキャピタル株式会社は、平成28年１月31日において、当社普通株式162,200株を保有しております。

Ⅲ　特定引受人との総数引受契約の内容

当社は、本議案の承認を条件として、以下の内容により、特定引受人であるＯａｋキャピタル株式会社との間で、会社法第244条第１項に定める本新株予約権の総数の引受けを行う契約を締結いたします。

（以下写し）

総数引受契約書

ウインテスト株式会社（以下「発行会社」という。）及びＯａｋキャピタル株式会社（以下「引受人」という。）は、発行会社が平成28年６月17日に開催した取締役会の決議に基づきウインテスト株式会社第７回新株予約権発行要項（以下「発行要項」といい、引受契約本文と一体をなすものとして、本書の末尾に添付する。）により新たに発行するウインテスト株式会社第７回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を引受人が引き受けることに関し、総数引受契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（新株予約権の発行及び引受け、並びに払込み）

甲は、第三者割当により、本新株予約権33,506個（本新株予約権の目的となる株式は、社債、株式等の振替に関する法律の適用がある同法第128条第１項に定める振替株式である。）を発行し、その全てを、乙に対し割当日である平成28年７月26日に割当て、乙は、割り当てを受けた本新株予約権の全てを引き受け、これに係る本新株予約権の払込金額の全額を、払込期日である平成28年７月26日に、甲の指定する払込取扱場所に振込の方法により払い込むものとする。振込に係る手数料は、払込人の負担とする。

第2条（準拠法及び裁判管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上を証するため、甲及び乙は、本契約書の正本２通を作成し、各当事者が各１通を保有する。

平成28年７月26日

甲：　神奈川県横浜市西区平沼一丁目２番24号
　　ウインテスト株式会社
　　代表取締役社長 奈良 彰治

乙：　東京都港区赤坂八丁目10番24号
　　Ｏａｋキャピタル株式会社
　　代表取締役 竹井 博康

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

ウインテスト株式会社 本店大会議室
神奈川県横浜市西区平沼一丁目２番24号
電話　横浜045－317－7888（大代表）

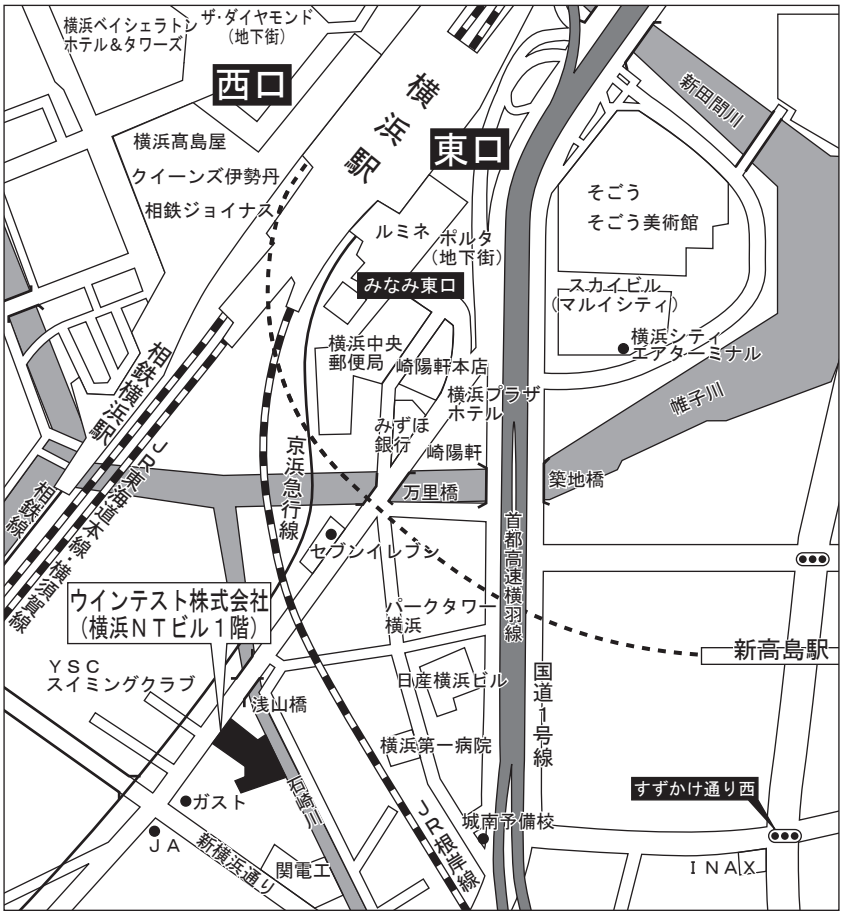

交通　JR各線、京浜急行本線、東急東横線、相鉄本線
横浜市営地下鉄、みなとみらい線
横浜駅から徒歩約７分